

令和4年 第11回

四日市市教育委員会会議案

関係資料

日時 令和4年8月17日 午前9時30分～

場所 四日市市役所 9階 教育委員会室

令和4年 第11回 教育委員会会議 議事

○議 案

議案第31号 四日市市英語指導員任用規則の一部改正について
..... P 3/71

○協 議

令和4年度の四日市市の20歳（はたち）を祝う会について P 9/71

○報 告

委任事務の報告（令和3年度中に教育委員会が行った行政処分について）
..... P10/71

令和3年度決算について..... P11/71

令和4年8月定例会議会補正予算について P67/71

議案第 31 号

四日市市英語指導員任用規則の一部改正について

四日市市英語指導員任用規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和 4 年 8 月 17 日提出

四日市市教育長 廣 瀬 琢 也

四日市市英語指導員任用規則の一部を改正する規則

四日市市英語指導員任用規則（令和 4 年四日市市教委規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(自動車等運転の制限)</p> <p>第 27 条 英語指導員は、<u>その勤務のために自動車等を運転してはならない。</u> <u>ただし、特別な事情がある場合においては、「許可申請書」（第 1 号様式）に必要な書類を添付して提出し、所属長がこれを「許可書」（第 2 号様式）で認めたときは、この限りでない。</u></p>	<p>(自動車等運転の制限)</p> <p>第 27 条 英語指導員は、<u>任用期間中いかなる場合も、運転免許証が必要な自動車等を運転してはならない。</u></p>

附則の次に次の 2 様式を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第27条関係）

許 可 申 請 書

年 月 日

(あて先)
指導課長

申請者 住 所

氏 名

印

(職員番号：)

※本人自書の場合は押印不要

四日市市英語指導員任用規則第27条の自動車等の運転について、許可を受けるため、次のとおり申請します。

期間	~
区間	
理由	

〔添付書類〕

- 運転免許証の写し
 車検証の写し
 任意自動車保険の保険証書の写し

介護や育児等で 利用する施設	住所	
	電話	
	施設名	

第2号様式（第27条関係）

許 可 書

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

(職員番号：)

次のとおり、自動車等の運転を許可します。

期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
区 間	

四日市市教育委員会指導課

課長

印

<議案参考資料>

議案第31号 四日市市英語指導員任用規則の一部改正について

1 改正の背景

本規則について、JETプログラムで定められた「招致外国青年任用規則」を基に作成している。「招致外国青年任用規則」では、職務に限り、自動車等の運転について制限をしている。本規則では、英語指導員の自動車等運転について、任用期間中いかなる場合も運転免許証が必要な自動車等を運転してはならないとしている。

英語指導員の任用期間は最大5年と改正され、日本での生活が長期化し、予期せぬ病気や怪我等により、日常生活において、自動車等の運転を必要とする場合が生じることが考えられる。そのため、英語指導員が安心して日常生活を送れるように、必要な規定を改正するものである。

2 改正の内容

自動車等の運転等の制限に係る規定の中で、運転の制限を任用期間中のいかなる場合から勤務時間に改正。

3 施行期日

公布の日

<議案参考資料>

四日市市英語指導員（YEF）に関する任用内規

令和 年 月制定

四日市市教育委員会

1 趣旨

この内規は、四日市市英語指導員任用規則（以下「規則」という）第27条の規定に基づき、規則に関して必要な事項を定めるものとする。

2 特別な事情

次の号のいずれかの場合は、所属長の許可を受けて、運転免許証が必要な自動車等の運転を認めることとする。

- (1) 公共交通機関等（タクシーも含む）の利用が困難な場合
- (2) 家族の事情による場合
 - ・介護
 - ・育児 等

3 自動車等の運転

自動車等を運転する際は、いかなる場合も日本の道路交通法を遵守するものとする。